

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

開示しない部分		根拠 (東京都情報公開条例)	適用する理由
1ページ			
	印影	第7条第4号	公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	部署名	第7条第3号	当該法人に係る内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
	担当者名	第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
	電話番号	第7条第3号	当該法人に係る内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
10ページから11ページ			
	出荷数量・在庫数量、及び製品ごとの内訳	第7条第3号	当該法人の事業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
12ページ			
	「(1)経緯、不具合等の内容及び直接の回収原因」の一部	第7条第3号	当該法人に係る内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
13ページから14ページ			
	「(1)経緯、不具合等の内容及び直接の回収原因」の一部	第7条第3号	当該法人に係る内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
14ページ			
	「(2)不具合の根本原因」の一部	第7条第3号	品質管理及び安全管理に関する情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による品質及び安全管理が容易となる等、当該法人の競争上の地位が損なわれると認められるため。
		第7条第6号	都と当該法人との信頼関係に基づいて提供された情報であり、第三者に開示することにより、当該法人との信頼関係が損なわれ、今後、正確な情報提供が得られなくなるおそれがあり、ひいては、適切な監視業務に支障があるため。

開示しない部分	根拠 (東京都情報公開条例)	適用する理由
14ページから15ページ		
「(2)不具合の根本原因」の＜外国製造業者が決定した根本原因に対する弊社見解＞	第7条第3号	品質管理及び安全管理に関する情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による品質及び安全管理が容易となる等、当該法人の競争上の地位が損なわれると認められるため。
	第7条第6号	都と当該法人との信頼関係に基づいて提供された情報であり、第三者に開示することにより、当該法人との信頼関係が損なわれ、今後、正確な情報提供が得られなくなるおそれがあり、ひいては、適切な監視業務に支障があるため。
16ページ		
「(5)不良・不具合の事実」の一部	第7条第3号	当該法人に関する情報であって、公にすることにより社会的な地位が損なわれると認められるため。
	第7条第6号	都と当該法人との信頼関係に基づいて提供された情報であり、第三者に開示することにより、当該法人との信頼関係が損なわれ、今後、正確な情報提供が得られなくなるおそれがあり、ひいては、適切な監視業務に支障があるため。
17ページ		
「(6)健康被害発生の事実」の一部	第7条第3号	当該法人に関する情報であって、公にすることにより社会的な地位が損なわれると認められるため。
	第7条第6号	都と当該法人との信頼関係に基づいて提供された情報であり、第三者に開示することにより、当該法人との信頼関係が損なわれ、今後、正確な情報提供が得られなくなるおそれがあり、ひいては、適切な監視業務に支障があるため。
17ページ		
「(7)回収後の措置」の一部	第7条第3号	当該法人の事業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
17ページから18ページ		
「(8)再発防止策として特に講じた措置」の一部	第7条第3号	品質管理及び安全管理に関する情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による品質及び安全管理が容易となる等、当該法人の競争上の地位が損なわれると認められるため。
	第7条第6号	都と当該法人との信頼関係に基づいて提供された情報であり、第三者に開示することにより、当該法人との信頼関係が損なわれ、今後、正確な情報提供が得られなくなるおそれがあり、ひいては、適切な監視業務に支障があるため。

開示しない部分	根拠 (東京都情報公開条例)	適用する理由
18ページ		
<再発防止策に関して弊社が行った妥当性確認>	第7条第3号	品質管理及び安全管理に関する情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による品質及び安全管理が容易となる等、当該法人の競争上の地位が損なわれると認められるため。
	第7条第6号	都と当該法人との信頼関係に基づいて提供された情報であり、第三者に開示することにより、当該法人との信頼関係が損なわれ、今後、正確な情報提供が得られなくなるおそれがあり、ひいては、適切な監視業務に支障があるため。